

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班
 〒 989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南 129-1
 電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090
 E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp
 URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

.....
 ○定期報告制度の改正について

○定期報告制度の改正について

平成28年6月1日より定期報告制度が変わりました。

■ 背景

近年、高齢者等が居住する施設等において、火災による大きな被害が発生したことを踏まえて、特に安全性を確保すべき建築物等での定期報告制度について見直しが行われました。

■ 変更の内容

① 定期報告の義務の対象について

○特に安全性を確保すべき建築物等で一定規模以上のものは、国が一律に定期報告の対象と指定し、それ以外の建築物等について、特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うこととなりました。(宮城県では、これまで対象となっているものは、引き続き定期報告の対象になります。)

・平成28年6月1日以降の宮城県の定期調査・検査の対象は、別紙「あなたの建築物等は定期報告制度の対象ではありませんか？」の裏面「定期調査報告対象建築物等一覧表」をご覧ください。

例えば 「病院・診療所（患者を入院させる施設のあるものに限る。）」の場合
 (改正前) $A \geq 300 \text{ m}^2$
 $A > 100 \text{ m}^2$ (3階以上の階における当該用途が 100 m^2 を超えるもの)



(改正後) $A \geq 300 \text{ m}^2$
 $A > 100 \text{ m}^2$ (3階以上の階における当該用途が 100 m^2 を超えるもの)
 $A > 100 \text{ m}^2$ (地階における当該用途が 100 m^2 を超えるもの) ※ 1

A は当該用途の床面積の合計

※ 1 : 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外
 ~~~~~ が追加されました。

#### ② 定期検査対象の追加について（防火設備・小荷物専用昇降機（フロアタイプ））

○防火設備は、これまで建築物の調査項目の一つでしたが、建築物とは別に、防火設備の検査が必要になります。

・検査対象となる防火設備は、火災時に煙や熱で感知して閉まる随時閉鎖式の防火設備（外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーを除く）です。

・定期調査報告対象建築物に設置されているものが対象となります。

・ただし、病院、有床診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び就寝用福祉施設は、建築物の定期調査報告対象とならない規模であっても、対象用途の床面積が  $200 \text{ m}^2$  以上の建築物に設置されているものについては、防火設備の検査のみ対象となりますので、ご注意ください。

○小荷物専用昇降機は、出し入れ口の高さが床上  $50 \text{ cm}$  未満にある小荷物専用昇降機（フロアタイプ）について、定期検査が必要になります。設置されている建築物の用途や規模に係わらず、すべての小荷物専用昇降機（フロアタイプ）が対象となります。（ただし、住戸内を昇降するものは対象外です。）

### ③ 資格者制度の改正について

- ・新しく定期検査の対象となる防火設備は、より専門的な知識や経験に基づく高度な検査を実施するため、「防火設備検査員」が検査を行う必要があります。
- ・また、今回の法改正により「特殊建築物等調査資格者」などの資格をお持ちの方が、平成28年6月1日以降も調査・検査を行うためには、新しい資格者証への移行手続きが必要となりました。
- ・一級建築士又は二級建築士の免許をお持ちの方は、資格者証の交付を受けていなくても定期調査・検査・点検の業務を行うことができますので、資格者証の申請は不要です。
- ・資格者制度の詳細については「定期報告制度ポータルサイト（一般財団法人日本建築防災協会ホームページ）」をご確認下さい。（<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa.html>）

### ■ 報告様式等

- ・定期調査・検査の報告様式について、資格者欄等に一部変更があります。
- ・平成28年6月1日以降に調査する場合は、新しい様式で報告して下さい。
- ・新しい報告様式については、建築宅地課ホームページでダウンロード出来ます。（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/O4kentiku2.html>）

### ■ 経過措置等

- ・防火設備の定期検査及び小荷物専用昇降機の定期報告時期について、経過措置があります。
- ・経過措置の対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機は、
  - ① 平成28年5月31日までに設置されたもの
  - ② 平成28年6月1日から平成29年5月31日までに新しく設置されたものになります。
- ・宮城県では、①と②の初回の報告は「平成30年度」となります。
- ・平成30年度以降は、毎年の報告が必要となります。

※定期報告制度についての詳細は、宮城県土木部建築宅地課のホームページの「定期報告制度の改正について（平成28年6月13日更新）」からダウンロードできます。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/06teikihoukoku.html>

◆当事務所建築班の窓口にパンフレット等を置いてありますので御活用ください。

～ お知らせ ～

かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

索 検

索



検



定期報告に必要な書類

○建築物の場合

- ☆定期調査報告書
- ☆定期調査報告概要書
- ☆調査結果表
- ☆調査結果図(別添1様式)
  - ・配置図(1階平面図との兼用可)
  - ・各階平面図(1/100~1/300)
- ☆関係写真(別添2様式)
- ☆案内図

○建築設備(昇降機等を除く)の場合

- ☆定期検査報告書
- ☆定期検査報告概要書
- ☆調査結果表
- ☆関係写真
- ☆別表1~4(対象に応じて必要なもののみ)
- ☆案内図
- ☆配置図(1階平面図との兼用可)
- ☆各階平面図(1/100~1/300)

○防火設備

- ☆定期検査報告書
- ☆定期検査報告概要書
- ☆調査結果図(別添1様式)
  - ・各階平面図(1/100~1/300)
- ☆関係写真(別添2様式)
- ☆別表1~4(対象に応じて必要なもののみ)
- ☆案内図
- ☆配置図(1階平面図との兼用可)

宮城県土木部建築宅地課ホームページ  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/04kentiku2.html>  
 様式は宮城県土木部建築宅地課の  
 ホームページからダウンロードできますので、  
 ご利用ください。

お問い合わせ先

| 報告対象      | 定期報告窓口           | 住所                       | 電話番号          | 所管区域                                              |
|-----------|------------------|--------------------------|---------------|---------------------------------------------------|
| 昇降機・遊戯施設  | 土木部建築宅地課 建築指導班   | 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1  | 022 (211)3243 | 土木事務所所管区域                                         |
| 建築物・建築設備等 | 大河原土木事務所 建築班     | 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 | 0224 (53)3918 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、大河原町、柴田町、丸森町、川崎町             |
|           | 仙台土木事務所 建築部建築第一班 | 〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2 | 022 (297)4347 | 名取市、岩沼市、亶理町、山元町、大和町、富谷町、大衡村、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町 |
|           | 北部土木事務所 建築班      | 〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1    | 0229 (91)0737 | 加美町、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市                               |
|           | 東部土木事務所 建築班      | 〒986-0812 石巻市東中里2-1-1    | 0225 (94)6691 | 東松島市、女川町、登米市                                      |
|           | 気仙沼土木事務所 建築班     | 〒988-0034 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6  | 0226 (24)2538 | 気仙沼市、南三陸町                                         |

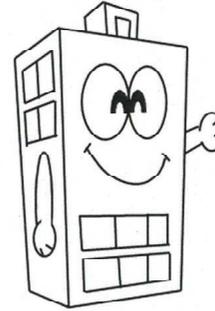
- 平成28年度より、栗原市内の建築物・建築設備等の定期報告先は北部土木事務所になり、登米市内の建築物・建築設備等の定期報告先は、東部土木事務所になりました。
- 仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市に所在する建築物・建築設備等・昇降機等に関してはそれぞれの行政庁にお問い合わせ下さい。
  - ・仙台市 都市整備局建築宅地部 建築指導課 022-261-1111 (代表)
  - ・石巻市 建設部建築指導課 0225-95-1111 (代表)
  - ・塩竈市 建設部定住促進課 022-364-1111 (代表)
  - ・大崎市 建設部建築住宅課 0229-23-8057 (直通)

わからないことがありましたら、上記の担当窓口へお問い合わせ下さい。

定期報告制度が変わります！

建築基準法第12条の規定に基づき

あなたの建築物等は定期報告制度の対象ではありませんか？



定期報告制度とは………

劇場、映画館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、学校、百貨店、バー、キャバレーなど、不特定多数の人が利用する建築物（このような建築物を「特殊建築物」といいます。）及び事務所ビル等においては、いったん火災などの災害が起こると、大惨事になる危険性があります。

また、エレベーターや換気設備等は日常利用される設備であり、適切な維持管理が行われていないと、人命を損なうことになりかねません。

このような危険をとけるため、建築物等の所有者（管理者）には定期的に専門の技術者の調査、または検査を受けて、特定行政庁（宮城県知事）に報告するよう建築基準法第12条により義務づけられています。

さらに、平成28年6月1日から定期報告制度が見直され、特に安全性を確保する必要性が高い建築物、建築設備及び防火設備については、法令により全国で一律に定期調査・検査の対象となりました。なお、平成28年6月以前からの定期報告対象に変更はありません。

定期報告の対象部分と報告時期は………

| 定期報告対象となる部分                                        | 報告時期※1                     | 備考                                            |
|----------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 建築物                                                | 3年毎(検査済証が交付された直後の報告時期を除く。) | ※1 報告時期は、検査済証に記載された建築物が完成した年月日を基にしています。       |
| 建築設備<br>・換気設備<br>・非常用照明                            | 1年毎(検査済証が交付された直後の報告時期を除く。) | ※2 防火設備、小荷物専用昇降機(フロアタイプ)は初回の報告が平成30年度からとなります。 |
| 防火設備<br>・防火設備※2                                    |                            |                                               |
| 昇降機等<br>・エレベーター<br>・エスカレーター<br>・小荷物専用昇降機(フロアタイプ)※2 |                            |                                               |

報告の仕方は……… ※報告書は調査実施後3ヶ月以内のものに限り有効です。

